

柏原市在宅医療・介護連携推進業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するため。

(2) 実施方法

柏原市内の医療・介護関係団体等を対象に、在宅医療・介護連携を推進しようとする事業者をプロポーザル方式で募集し、そのうち柏原市長が選定する事業者に業務を委託する。

(3) 募集業務

ア内容

次の(ア)から(カ)までのいずれか、又は複数の業務とし、詳細は別紙に定める。

(ア) 地域の医療・介護の資源の情報提供

(イ) 医療・介護関係者の情報共有支援

(ウ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

(エ) 医療・介護関係者の研修

(オ) 地域住民への普及啓発

(カ) その他、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に資する業務

イ留意事項

(ア) 市及び柏原市高齢者いきいき元気センターと連携すること。また、必要に応じて市から助言を受けること。

(イ) 市が開催する会議等において、成果報告や実践事例の発表を行うこと。

(4) 委託料について

ア上限額

1業務の上限額は、150,000円とする。

ただし、1事業者3業務までの応募とする。

イ委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として委託業務終了後に支払うものとする。

(5) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

ただし、上述の成果報告や実践事例の発表を委託期間内に行う場合は、業務の中間成果や進捗状況等を発表するなどの対応することとする。

2 応募資格

この業務に応募できる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

(1) 柏原市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者

ア 医療・介護従事者による職能団体による法人

- イ 高齢者の保健福祉に係る業務経験がある医療法人又は社会福祉法人
- ウ 介護保険法に基づく指定を受け、事業所を運営している法人
- エ アからウのいずれかに準ずると市長が認める者

(2) 次のすべての要件を満たす者

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。
ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画を認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画を認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- エ 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年柏原市条例第 27 号）第 2 条第 6 号、第 7 号及び第 8 号に規定する団体又は者でないこと。
- オ 本業務と同種又は類似する業務実績及び協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有すること。
- カ 国税、都道府県税及び市区町村税並びに市の徴収金を滞納していないこと。

3 質問及び回答

(1) 質問書の提出方法及び提出先

「柏原市在宅医療・介護連携推進業務プロポーザル質問書」により、健康部高齢介護課 (kaigo@city.kashiwara.lg.jp) へ電子メールで提出すること。

(2) 質問受付期間

令和 5 年 9 月 29 日（金）から 10 月 5 日（木）正午まで（必着）

(3) 質問書に対する回答

質問及び回答は、令和 5 年 10 月 6 日（金）に市ウェブサイトで公開する。

(4) 注意事項

質問書に対する回答の内容は、本企画提案募集要領の追加又は修正とみなすものとする。

4 応募手続き

(1) 応募書類及び提出部数

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 柏原市在宅医療・介護連携推進業務プロポーザル参加申込書 1 部

(イ) 柏原市在宅医療・介護連携推進業務プロポーザル参加資格確認書 1 部

(ウ) 柏原市在宅医療・介護連携推進業務企画提案書 7部(正本1部、副本6部)

(エ) 見積書 1部

(オ) その他、業務内容に関する資料 7部(正本1部、副本6部)

イ 柏原市在宅医療・介護連携推進業務企画提案書について

(ア) 応募する業務ごとに作成すること。

(イ) 提案書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・業務のテーマ
- ・テーマ設定の理由
- ・目標又は業務実施により見込まれる効果
- ・具体的な業務内容
- ・実施スケジュール
- ・業務実施に係る収支予算
- ・多団体等との連携状況(任意提出)

(2) 提出期間

令和5年10月10日(火)午前9時から10月17日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

健康部高齢介護課(7担当者及び連絡先参照)に郵送(必着)または持参にて提出すること。

(4) 応募に関する留意事項

ア 提出書類の提出後の差し替え・修正は認めない。

イ 虚偽の内容が記載されているものは失格とする。

ウ 応募者は、提出書類をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

エ 質問・応募・提出に要する費用等はすべて応募者の負担とする。

オ 提出書類は、返却しない。

5 審査決定に関する事項

(1) 審査主体

審査は、別に定める「柏原市在宅医療・介護連携推進業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)」が、審査基準に基づき審査、採点を行います。

(2) 審査決定方法

提出された応募書類等を基に、選定委員会の委員が審査基準に基づき書類審査し、事業者を決定します。

採択業務数は、予算の範囲内とし10業務程度を予定しています。本要領1(3)アに定める各業務内容それぞれ1業務ずつ優先的に得点の高い順に採択し、それ以降は得点の高い順に採択します。

採点が高点となった場合は、選定委員会の委員長の決するものとする。

なお、合計点数の6割に満たない提案は、不採択とします。

(3) 審査基準

項目		審査内容	配点
A	応募者概要	適格性・実施体制・団体の規模等	20点
B	連携状況	多職種との連携状況	10点
C	企画提案	具体的な取組みの内容	30点
D	提案理由	具体的な取組みを提案するに至る理由	10点
E	効果波及	具体的な取組みの効果	20点
F	予算内容	予算内容の適正性	10点

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全てに対して書面で通知する。

(5) 契約の締結

採択決定後、委託契約を締結します。

6 今後のスケジュール

募集要領の公表	令和5年9月29日(金)
質問受付	令和5年9月29日(金)～10月5日(木)
質問回答	令和5年10月6日(金)
応募受付	令和5年10月10日(火)～10月17日(火)
事業者選定	令和5年10月中旬
選定結果通知	令和5年10月中旬～10月下旬
契約締結	令和5年10月下旬
事業実施	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

7 担当者及び連絡先

柏原市 健康部 高齢介護課 (担当: 金田、中野)

住所 : 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号

TEL : 072-972-1570

FAX : 072-970-3081

Email : kaigo@city.kashiwara.lg.jp

柏原市在宅医療・介護連携推進業務 内容（別紙）

ア 地域の医療・介護の資源の情報提供

（内容）

- ・地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先、機能等の情報の収集。
- ・医療・介護関係者及び地域住民への医療・介護資源の情報提供。

（留意事項）

- ・情報収集する内容については、医療・介護関係者の連携に必要な情報とし、連携するにあたって、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるよう留意する。
- ・情報収集する内容は、官公庁による検索システムと重複しない項目を含むものとする。
- ・提供する情報は、情報提供者に対して、公開することを前提に理解と協力を得ておくものとする。
- ・情報提供の方法は、情報誌等の作成、事業者のHPに公開するなど、医療・介護関係者全般にわたり活用できる状態とする。
- ・情報収集・提供の成果は、市に報告するものとする。作成された情報誌等は市HPにて公開する場合があるため、それを踏まえ、関係者の理解と協力を得ておくものとする。

イ 医療・介護関係者の情報共有支援

（内容）

- ・情報共有ツールの作成と周知

（留意事項）

- ・情報共有ツール作成にあたっては、医療・介護関係者が利用しやすいものとなるよう、それぞれの意見を聴取し作成するものとする。
- ・情報共有ツールは、医療・介護関係者全般が活用できるよう汎用性の高いものとする。
- ・作成した情報共有ツールは、医療・介護関係者全般に渡り活用されるよう、周知するものとする。
- ・作成した情報共有ツールは、事業者のHPに公開するなど、医療・介護関係者が活用できる状態とする。
- ・情報共有支援の成果は、市に報告するものとする。作成された情報共有ツール等は市HPにて公開する場合があるため、それを踏まえ、関係者の理解と協力を得ておくものとする。

ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

（内容）

- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援

（留意事項）

- ・支援対象は介護関係者からの相談とし、支援内容は、介護関係者から医療関係

- 者に対する連携調整や助言とする。
- ・相談対応を行う連絡先・連絡手段等を設定し、市内介護関係者に公開するものとする。
 - ・契約期間終了後、相談件数・内容等をまとめた実績報告を提出するものとする。

エ 医療・介護関係者の研修

(内容)

- ・多職種が連携するためのグループワーク等の研修
- ・医療・介護関係者に対する研修

(留意事項)

- ・地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状等を知り、忌憚のない意見が交換できる関係を構築するなど、現場レベルでの医療と介護の連携が促進されるような研修とすること。
- ・業務内容は、事前に市の承認を受けるものとし、業務実施後は業務成果・参加者数等の実績報告を提出するものとする。

オ 地域住民への普及啓発

(内容)

- ・地域住民に対する講演会

(留意事項)

- ・啓発内容について、適切な在宅療養を継続するために必要な事項（終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて）などとする。
- ・業務内容は、事前に市の承認を受けるものとし、業務実施後は業務成果・参加者数等の実績報告を提出するものとする。

カ その他、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進に資する業務

(内容)

- ・在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制（仕組み）の構築を目指した取組の実施。

(留意事項)

- ・仕組みの内容については、市内の医療・介護従事者と事前に十分内容を協議し、実施後市内の従事者に活用される内容とする。
- ・構築した仕組みの内容は、市内の医療・介護従事者に活用されるよう周知するものとする。
- ・この業務の対象経費は、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築を推進するための取組についての検討費用及び仕組みの立上げに関する経費を対象とする。